

コミュニティ広場設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が設置する都市公園（民有地の活用による公開緑地を含む。）以外に、農地、宅地等で遊休となっている市内の私的空間地を利用してチビッコ広場又は町内広場（以下「コミュニティ広場」という。）を市が設置することにより、市民の良好な生活環境を確保するとともに、健康の増進に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) チビッコ広場 主として小学生以下の子供の遊び場に供する広場
- (2) 町内広場 主として一の町内の区域内に居住する者の多目的な利用に供する広場

(設置の基準)

第3条 市長は、コミュニティ広場を設置するときは、次の各号に掲げる基準によるものとする。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

- (1) チビッコ広場、児童公園その他の既設公園の半径250メートルの範囲外に設置し、かつ、面積100平方メートル以上とする。
 - (2) 町内広場 一の町内に一箇所のみ設置し、かつ、面積400平方メートル以上とする。
- 2 市長は、前項に定めるコミュニティ広場を設置しようとするときは、市有地である場合を除き、土地所有者と土地使用貸借契約（やむを得ない場合は土地賃貸借契約）により、おおむね10年以上の権原を取得するものとする。

(施設の内容)

第4条 市長は、前条の規定によるコミュニティ広場には、整地を行うほか、簡易な遊具、外柵その他必要な施設を設けるものとする。

(管理人の設置)

第5条 コミュニティ広場の適正な維持管理を図るため、コミュニティ広場に管理人を設置する。

- 2 管理人は、非常勤とし、それぞれコミュニティ広場が所在する地区の住民の中から市長が委嘱する。

(管理人の職務)

第6条 管理人は次に掲げる職務を行う。

- (1) コミュニティ広場を随時看取し、遊具その他の施設（以下「遊具等」とい

- う。)の破損等の状況について、市長に報告すること。
 - (2) コミュニティ広場の秩序を維持すること。
 - (3) コミュニティ広場の清潔を保持すること。
 - (4) 管理人は、個人における活動又は、管理受託団体の活動の調整を月、1回以上実施すること。
 - (5) その他コミュニティ広場使用心得の遵守に関すること。
- 2 管理受託団体は、遊具等について、危険と思われる状態を発見したときは、直ちにその旨を市長に報告するものとし、当該物件についてはその使用を禁止し、又は撤去することができる。

(住民の協力)

第7条 コミュニティ広場の設置及び管理に当たっては、地域住民の協力を得るものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、昭和63年6月1日から実施する。
- 2 この要綱の施行の際現に設置されているコミュニティ広場は、この要綱によって設置されたものとみなす。

改正 平成12年4月1日
平成13年4月1日
平成15年4月1日
平成17年4月1日